

## 「山梨県PT・OT・STバンク」実施要項

### (趣旨)

第1 この要項は、市町村の地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業の促進を図るため「山梨県PT・OT・STバンク」(以下、「バンク」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2 市町村が行う地域における介護予防の取り組みを支援するため、県は「山梨県PT・OT・STバンク」を設置し、専門的知識を有するリハビリテーション職をバンクに登録し、協力を求める市町村の依頼に基づき派遣することを目的とする。

### (派遣業務内容)

第3 市町村に派遣するリハビリテーション専門職が行う業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等(介護サービス事業所に従事する者を含む。)への介護予防に関する技術的助言
- (3) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
- (4) その他、介護予防の推進に資する事業への助言  
但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

### (登録の要件)

第4 バンクに登録できる者は、次の掲げる者とする。  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

### (登録の方法)

第5 バンクへの登録方法は、次のとおりとする。

事務局は、毎年度、バンク登録者を募るとともに必要事項を掲載した名簿を作成し、県の指定する期日までに県へ報告する。なお、名簿を変更した場合は、その都度、県に報告する。

### (登録情報の提供)

第6 県は、毎年度、バンクの登録状況を市町村及びバンク登録者の所属機関に提供する。

### (派遣の実施及び手順)

第7 派遣の実施及び手順は、次のとおりとする。

- 1 リハビリテーション専門職の派遣を受けようとする市町村は、PT・OT・STバンク派遣依頼申込書（別紙1）を県へ提出する。
- 2 県は、必要に応じて事務局と調整し、バンク登録者へ打診する。
- 3 打診を受けたバンク登録者は所属機関の長（以下、「施設長」という。）と派遣の可否について検討し、その結果を県に報告する。
- 4 県は市町村へ派遣の可否及び決定した派遣者を連絡する。
- 5 派遣者の決定後、市町村は、派遣者と日程、内容、経費等を確認し、派遣者の施設長及び派遣者に依頼文を送付する。
- 6 事業実施後、市町村は派遣者の所属機関又は、派遣者へ経費等を支払う。

（派遣に要する経費等）

第8 リハビリテーション専門職を派遣する際に要する経費（報償費及び旅費）については、市町村と派遣者で相談の上、決定する。

業務中や、移動中に発生した事故等に対しては、その責任と負担を予め市町村と協議の上、決定すること。

（個人情報の保護）

第9 バンク登録者に係る個人情報については、市町村において適切な個人情報保護策を講じたうえで、事業の運営に必要な範囲内において、関係者間の情報共有を図ることとする。

県、市町村及び登録者の所属機関は、登録情報を他の目的に使用してはならない。但し、当該登録者の承諾を得たときは、この限りではない。

（その他）

第10 この要項に定めるもののほか、この要項に施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。